

別記様式第1号(第四関係)

こ すげ ち く かつ せい か けい かく  
小菅地区活性化計画

やま なし けん こ すげ むら  
山梨県・小菅村

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	小菅地区活性化計画		
都道府県名	山梨県	市町村名	小菅村
		地区名(※1)	小菅地区
		計画期間(※2)	H26～H29

## 目 標 : (※3)

小菅村では近年、少子高齢化による人口減少のため地域活力の衰退が際立ち、農業においても大半が自給的農家であるため農家所得は低く、担い手不足による遊休農地の発生が多くなってきている。このため、小菅村では、地域活力向上に向けた施設としてH26に道の駅の整備、開設を予定している。道の駅では、新たに村産の農産物を利用した食材提供施設を整備することで、自給的農家の販路を拡大し農家所得向上から、営農意欲の向上を図るとともに、食材提供施設を拠点とした農業体験プログラムを導入し、村内の観光施設等への誘客を促進することで減少一方の交流人口を増加へと転換し、地域活力の向上を目標としている。

具体的な目標としては、交流人口を現状の455,739人(計画期間前H22～H25年度交流人口)から15%増の523,737人(計画期間H26～H29年度交流人口)とする。

(※小菅村観光客数入込調査結果より)

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

小菅村は、人口750人程度の小さな地域であり、山梨県の東北部の山岳地帯に位置し、東西に14km、南北に7kmの形状で総面積は5,265haとなっている。北は丹波山村、西は甲州市、南は大月市と上野原市、東は東京都奥多摩町に接しており、大菩薩嶺に源を発する多摩川水系小菅川流域の水源の地域である。地域には8つの集落が点在し、周囲には標高1,100mの峰々から大菩薩嶺まで連なっており、林野率は95%となっており約3割が東京都の水源涵養林となっている。地域全体の農用地面積は63.1haであり、多くが山間傾斜地に分布しているのが特徴であり、傾斜地を活かしたこんにゃく栽培や雑穀栽培は古くから行われており、近年では碎石場跡地を利用したマコモタケ、自然薯の栽培、また在来であるジャガイモの栽培が盛んに行われている。

### 現状と課題

小菅村内にて栽培された農産物は小菅の湯に隣接する物産館にて出荷されているが、出荷者は全体農業者の一部であり、ほとんどは自給的農家であるため農家所得は低い。また、高齢化、担い手不足に加え、鳥獣被害が相次ぐ中、農業者の営農意欲を低下させている。そういった状況から、遊休農地、耕作放棄地の増加が懸念される。また、アクセスの悪さや周辺地域に類似の日帰り入浴施設がオープンしたことも相まって、H6年に開業した小菅の湯をはじめ、村内主要観光施設の入込客は減少の一途をたどっているのが現状である。そういった現状の中で、地域産業の活性化が早急の課題として浮かび上がっている。

### 今後の展開方向等(※4)

深刻な鳥獣被害については、H25年から整備を開始した県営農地環境整備事業による鳥獣防除柵の設置のほか、鳥獣被害対策実施隊を設置し総合的な対応を図っていく。交通面については、長年の懸念であった小菅-大月間を結ぶ松姫トンネルの供用開始がH26年秋に予定されている。これにより、大月市までのアクセスが30分と短縮され、これまでの人、物の流れが大きく変わることが予想されている。また、奥多摩-小菅間を結ぶ、西東京バスのダイヤ、停留所の見直しも行われ東京方面からの来村者の増も見込まれている。そこで、小菅地区ではこれを村の変化点と捉え、現在の物産館エリア周辺を「道の駅こすげ」として整備をすすめ、松姫トンネル利用者の立ち寄りを見込んだ施設を整備し、衰退している地域産業の核としての運用を図っていく。「道の駅こすげ」では、既存の農産物直売所の拡大と、地域産物を使用した食材提供施設の併設を予定している。食材提供施設では、地域産の食材を使うことで農業者の販路を確立し所得向上を図るとともに、地域の伝統料理や、加工品の提供、体験活動を行う。また、女性従業員を雇用することで就業機会の増大も目的としている。さらに、同施設には、災害時拠点としての機能を持たせることも計画している。また、各地区に農産物の集出荷場を設置し、村営バスなどで巡回、回収して食材提供施設や、直売所に出荷できるよう「売るための流通形態」を確立することで、自給的農家の販路を拡大し農家所得向上を目指す。また、計画期間終了後には交流人口の増減を把握したうえで有識者に意見を聞くなどして目標の達成状況の検証を行うものとする。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小菅村	小菅地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	小菅村	有	ハ	
小菅村	小菅地区	生産機械施設(農林水産物運搬施設)	小菅村	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
小菅村	中組地区	社会資本整備総合交付金	小菅村	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

小菅地区(山梨県小菅村)	区域面積(※2)	5,265ha
<b>区域設定の考え方(※3)</b>		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積5,265haのうち96%が山林であり、農用地は3.5%である。 総就業者数388人に占める農林漁業就業者数は50人で12.9%となっており、限られた面積の中で農林漁業が貴重な地域となっている。(H22 国勢調査)		
②法第3条第2号関係: 当該区域の人口は、平成20年(912人)~25年(757人)の間に155人減少し(17%減)、高齢化率も平成20年(38.38%)から平成25年(41.77%)と3.39%増と、急速に進んでおり、これは農業従事者においても例外ではなく農山村活性化のためにも都市との地域間交流は有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係:  当該区域内において、市街地を形成している区域及び都市計画法に基づく用途地域は含まれていない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

事業実施主体である、小菅村が計画最終年度の翌年度に小菅村における各交流・体験施設等を含めた交流人口の増減を把握したうえで、有識者に意見を聞くなどして目標の達成状況の検証を行う。評価結果については、村と県においても検証し、結果を村HPなどで公表する。

※評価には、小菅村観光客数入込調査結果を使用するものとする。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。